

J. S. ミルのアイルランド論 (I) ——アイルランドの大飢饉期(1845- 49)におけるイギリス政府の政策とミ ルの批判——

池 田 和 宏

目 次

- I. はじめに
- II. アイルランドの状況とミルの見解
 - (i) 飢饉以前
 - (ii) 大飢饉
- III. 大飢饉における政府の政策とミルの批判
 - (i) 公共事業と救貧法
 - (ii) 移民
 - (iii) 土地問題
- IV. おわりに

I. はじめに

ジョン・ステュアート・ミル (John Stuart Mill 1806-73. 以下ミルと略記) は、1846年10月5日から1847年1月7日までの約4ヶ月間、『モーニング・クロニクル』紙 (*Morning Chronicle*) に、『アイルランドの状態』 (*The Condition of Ireland*) という題で、43篇の論説を連続して掲載し、1845年に始まったアイルランドの大飢饉の問題を中心としたアイルランド論を展開している。それはミルにとっては『経済学原理』 (*Principles of Political Economy with Some of Their Application to Social Philosophy*, 1848, 以下『原

理』と略記)を執筆していた時期と重なり、その執筆を一時中断しての掲載であった。その時期と前後してアイルランドに関連する論文、『アイルランド』(Ireland, 1826.)、『アイルランドに何がなされるべきか』(What is to be done with Ireland, 1848?), 『イングランドとアイルランド』(England and Ireland, 1868.)、以上3篇を執筆している。更に主著『原理』においてもしばしば「アイルランド問題」を取り上げている。その中でも、特に第2編「分配論」においてはアイルランドの土地問題が詳細に記述されている。また第5編「政府の影響について」には、アイルランドを念頭に置いた叙述が多く見られる。

「アイルランド問題」という呼び方は、実は、地主であり支配者でもあるイングランドの側からの呼び方であって、アイルランドの側からすれば、政治的・宗教的・民族的独立の問題である¹⁾。アイルランドはイングランドの最初の植民地として、自らは貧困にあえぎながら、イングランドの資本主義的發展を支えていた。その関係は、地主としてのイングランド対小作農としてのアイルランド、即ち地主・小作農関係という支配・被支配関係であり、政治的關係としての本国・植民地関係であって、「アイルランド問題」は、イングランドの政策としての土地問題を中心に論じられなければならないであろう。そうしたものとして、また現存のイングランド・アイルランド関係を既存の前提と見做していた当時のミルの眼を、それ以前の諸問題への関心と異なり、他ならぬ土地問題を一層根本的な問題としてアイルランドに向けさせた直接の、しかも最大の出来事が1845年に始まる大飢饉であったことは明白であるように思われる²⁾。

1845年以降、ミルの論文から読みとれることは、第1に、アイルランドをあくまでも大英帝国の一部と考えていて、独立させるというところまでは思い至らずにいること、第2に、アイルランドに対するイングランドの政策上の欠陥、即ち社会制度のあり方に対するイングランドの政策上の欠陥を指摘し、正そうとしていることである³⁾。しかし、彼はアイルランド人

を怠惰であるとか、先を考えずに増殖するとかいった、道徳的欠陥をもつものとして非難することはなかった。従って、あるべき政策とは何か、その中心となるものは何か、ということが彼の問題であった。彼の提案は、『自伝』にも現われている荒蕪地の開墾による小自作農の創出、(それは国内植民とも呼ばれるべきものであるが)を主張したものであった。それは、アイルランド人の不満を柔らげ、過剰人口問題を完全にはいわぬまでも、解決しようとする態度であった。更にその背後には、漸次的な自作農創設と表裏をなす、大土地所有制度の解体の意図が読みとれるのではなからうか。ミルは大土地所有制度に対して反対の立場を強くとっている⁴⁾。何故それ程までに大土地所有解体に拘泥していたのかを考えてみると、それは、ブルジョア的=資本家的農業を擁護する立場に立っているミルが、地主による大土地所有ゆえの、資本家の活動の制限、そしてその制限の為に問題が顕在化していたブルジョアとプロレタリアートの対立を、農業の部門で解決しようと試みていたからではないかと思われる。そうすることによって、アイルランドをも大英帝国の中に据え置こうとしていたことが見てとれる。

本稿は、特にミルの眼をアイルランドへと向かわせた、1845年に始まる大飢饉を中心に、ミルのアイルランド論の一側面を探ってみようと試みたものである。

- 1) アイルランドに関する我が国の研究動向、特に植民地問題との関連におけるものは、上野格「アイルランド問題」『経済学史学会年報』第14号、1976年。同、「日本におけるアイルランド学の歴史」『思想』岩波書店、1975年11月号を参照。
- 2) 『自伝』(*Autobiography*, 1873.)でミルは次の如く述べている。「……6ヶ月程、この仕事(『原理』の執筆)を中断して、『モーニング・クロニクル』紙に、アイルランドの荒蕪地に自作小農制(peasant properties)を設けることを主張した数篇の論文を執筆した期間があった。それは1846年から47年にかけての冬の飢饉の時で、さし迫った厳しい困窮が、アイルランドの目前の窮乏を救うと同時に、その社会的経済的条件を永久的に改善す

るにはこれしかない」と私の考えた方策に世人の注目を集める機会を提供していると思われた」。 *Collected Works of John Stuart Mill* (以下 CW と略記) I, p. 243. (朱牟田夏雄訳『ミル自伝』岩波文庫, 1960年, 205ページ。)

- 3) 「アイルランド人の不満の諸原因は、数多く、多様である。それらのうちの最大の原因は、何百万人ものアイルランド人が、生活を支えるのにジャガイモ以外に何も無いことであり、それも毎年2、3ヶ月間は充分ではなく、穀物が不作でない時でさえも十分でないことである。それは土地の産み出すものの残余が多かろうと少なかろうと、地代という名の下に、約8,000人の人々(地主)によって取り上げられているためである。……アイルランドの悲惨と退廃は、少なくとも現世代のイングランドの専制の責任ではないだろうか。それらはイングランドの無知、イングランドの偏見、イングランドの無関心の責任である。それらはイングランドによって維持された欠陥のある社会制度の結果である。それらはイングランドに存在する最も重要な社会関係の、根本的に誤った状態の結果として生じている。つまり、土地の耕作者達とその所有者達との社会関係であり、土地に対するイングランド人の誤った迷信的な財産概念によって保護され、永続させられてきた欠陥のある状態である」。 (CW, VI, pp. 501-502.) と強い調子で述べている。
- 4) このことは、「……自分達の労働や、熟練によってでもなく、また自分達の蓄積物がその生産力の方へ貢献もしないひと握りの人々の独占的な利益のために存在することによる一制度を消滅させることは、……困難である。しかしながら2つのことが確かである。第1に、困難であるが、事態は不可能ではないということ、そして第2に困難であろうとなかろうと、それはなされなければならない、ということである」。 (CW, VI, p. 503.) と述べていることから見てもとれるであろう。

II. アイルランドの状況とミルの見解

(i) 飢饉以前

1801年、アイルランドがイングランドに併合されて以来、アイルランドでは併合法廃止運動が続けられていた。両者の関係で先ず注目されるのが宗教問題である。イングランドは執拗なまでにアイルランドのカトリック

を弾圧した。17世紀から18世紀にかけて異教徒刑罰法 (Penal Codes) を次々と出して、カトリックの政治活動を制限し、教育の機会を奪い、分割相続を強要する等の方法により、カトリックを貧困化させ、プロテスタントへの改宗を図った。ダニエル・オーコンネル (1775-1847) は、1823年にカトリック協会を創立し、カトリック解放運動を展開した。カトリック解放が実現したのは1829年であり、ミルがカトリック解放を主張したのは1826年であった。この年、彼は *Ireland* と題する論文を発表し、次のように論じている。「600万人 (カトリック) の人々が1,200万人 (プロテスタント) を改宗させたり、征服したりすることは、いかにもありそうな偶然の出来事とは思われない。もし少しでもありうるとすれば、解放後より解放以前に一層ありえそうである。というのは、改宗させたり、征服したりする力は同じであるが、動機は比較できない程 (解放以前の方が) 大きいからである。……カトリック教徒達は、プロテスタントの全体に反対して自分達の宗教を国家の宗教にすることはできないかもしれないが、彼らはそれでも諸分派や、国教会に敵意を持つ他のプロテスタントと共同して現存の教会の没落を引き起こし、全ての宗教を法の下に平等にするということはあるにすぎない」¹⁾。ミルには、カトリック教徒を解放することは、それ程危険なものとは考えられなかった。むしろ解放した方がイングランドにとって都合が良いと考えていた傾向がある。

つまりミルは、カトリックを解放していない状態の方が、イングランドにとっては危険であることを、政府に理解させようとして主張していたのである²⁾。そこにミルの考えとして、解放させることにより、アイルランド人の不満を柔らげ、反乱の可能性を断つことの方が大切であるという意図があり、更にはそうすることによって植民地としてのアイルランドを大英帝国の一地域に置いておく方が、イングランドにとっては一層安全であることを示唆していたと思われる。

また、同じ論文の中で、アイルランドの過剰人口にも触れている。そこ

では、「アイルランドのことを知っている人々の認めるところによれば、その国の最も大きな弊害のうちの1つに、人民の数に比較しての雇用の不足、即ち、雇用手段と比較しての人民の過剰がある」³⁾ことを述べ、それを早婚による家族人員の増加に帰している。既にこの時、慣習的な早婚の好ましくないことに言及しているのは注目に値する。

更に同論文で、土地制度と資本の関係に触れ、イングランドには、十分な資本が存在しているが故に農業制度が一般に大農制となっているのに対して、アイルランドには十分な資本がないため、それが成立していないことを次のように述べている。「土地が小さな農場に分割されねばならなかったことは、どんな借地人も、最近までほとんど大きな土地を占領するのに十分な資本を持っていなかった田舎において、当然のことだったにすぎない。今日では資本が田舎に流入しつつあり、地主達は急速に彼らの地所から悲惨なコティヤーを排除し、小さな農場の数々を一つに結合し、耕作のより良き制度を取り入れつつある」⁴⁾。興味深いことは、ここに既にイングランド資本による大土地所有制度に対する、後の非難の萌芽がみられることである。しかしながら、まだ資本家的農業制度の導入とコティヤー制度⁵⁾の、特に後者の具体的廃止政策への言及はなされていない。

さて、こうして併合法廃止運動は高まっていくのだが、その潮流を中断させる原因となったのが他ならぬ1845年に始まった大飢饉という現実であった。

1) CW, VI, p. 65.

2) ミルはカトリック解放法に対して賛成の意志を表明している。「……この法案は、文明の後れた立場の人々を前進させるでしょう。……知的階級は政府を導き、政府は愚かな階級を導きます。これらのことのみならず、カトリックを政治的特権から排除するもののような重要で古い法律の変更は、あらゆる偏見から解放された人々の精神に動揺を与えました。そしてその変更は、後れた人々を新しい思想や、私達の諸制度の他のあらゆる部分への根本的な刷新に、はるかに動かされ易くするでしょう」。(1829年3

月11日付 G. D'Eichthal 宛手紙。CW, XII, p.27.) ここで既に、知的階級による指導というミルの立場がみてとれるのであって、彼らによる知的に後れた人々に対する教育の必要性の萌芽がみてとれる。それは、とりもなおさず、労働者階級を教育するということであろう。

- 3) CW, VI, p. 84.
- 4) CW, VI, p. 89.
- 5) コティヤーという呼称は、ミルによって明確に示されたのだが、その定義は、「労働者が資本家的借地農業者の介在なしに土地に関する契約を結び、かつその契約の諸条件、ことに地代の額が、慣習によってではなくて、競争によって決定される場合を、すべて、例外なしにさす」(CW, II, p. 313. 末永茂喜訳『経済学原理』(2), 岩波文庫, 1959年, 229ページ。)

(ii) 大飢饉

「脅威と災難のまっただ中にある現在のアイルランドの状態は、一般に我慢できない過度の災害と同時になされる慰謝の要素を持っている。事態は危機的になり、慢性的なものが、死ぬか治療されるか、という急性の疾病に変わった。それは、アイルランドにおいて法律、財産、社会秩序と呼ばれている社会のひとつの状態を、もはや結合しておけない事態にさせてしまった。……イングランドは、アイルランドの幸福を促進するために犠牲となることをどんなに喜ぶであろうか。不幸にも、これらの諸条件の下で、どんな良い結果もアイルランドにもたらされなかった。それゆえに努力が始められるべきである。そして審議の時間はほとんど残されていない程、即座に行動することが迫られているので、どうみても、アイルランドの状態が要求している救済策の本質に関する、いかなる救済策も備えていない議会に、治療に急を要する状態が存在するのである」¹⁾。

ミルは、『モーニング・クロニクル』紙での最初の論説で、アイルランドの大飢饉に対する政府の救済策が、即座に講じられなければならないという問題の緊急性を説いている²⁾。これまでのイングランドによるアイルランド支配は、ミルによると、「イングランドは、ただアイルランドが幸福で

あることを欲し、時々貨幣という大きな贈り物によってそれを示した」³⁾のであって、これまでに善良であろうとした態度を取り続けてきており、それ故にアイルランドの統治に対して何ら諸外国からの非難を受けるべきようなものではなかった。従って、この大飢饉に際しても、従来通りイングランドが救済策を講じなければならないことは自明のことであった。

さて、それでは大飢饉とは一体如何なる歴史的事実であり、イングランドは如何なる政策を施行し、その結果はどのようなものであったかを概観してみよう。

1845年から48年の4年間にかけて、アイルランドで主食とされていたジャガイモの不作が、それ以前の局地的ではなく、全国的なものとしてアイルランドを覆った。それまでのアイルランドの貧困という社会問題は、大部分地主達の責任に帰せられるべきものであって、コティアーとしての農民は土地細分、入札制による激化した競争の中で貧困化しており、唯一の食糧がジャガイモという状態に置かれていた。そうした中で、1848年遂に全国的なジャガイモの不作が起こった。「何百万人というジャガイモ依存の人々や、その他の人々にとっての困窮は、1つだけでさえも不可抗力的であった多数の諸要因によって増大した。即ち、政府の救済の用意への態度、チフスの蔓延、回帰熱、バチルス赤痢、飢饉水腫、冷血な地主による土地からの追い立て、見劣りのする一部屋小屋からの追い立て、彼らが餓死する一方での、イングランドやその他の市場へ輸出しようと船積みされるために荷馬車で運ばれる穀類等々の光景」⁴⁾があったのである。そこにみられるものは、現実的にはジャガイモの不足、即ちコティアーの飢餓であり、決して穀物全般の不足ではない。故に、先ずそのことは、地主と政府の責任の重大さが指摘されなければならないだろう⁵⁾。そうした中、首相ピールは、45年秋にトウモロコシをアメリカから購入し、アイルランドへ運搬するように命じたが、コティアーには、それを購入する金銭もなかったし、金銭を稼ぐ機会もなく、彼らが育てたオート麦や小麦がイング

ランドその他へ船積みされた一方、トウモロコシは倉庫にしまい込まれ、軍隊に護衛されるという始末であった。そこで、地主と政府に帰せられるべき責任に対し、彼らの側からの具体的政策はどのようなものであり、どのような結果となったであろうか。ここにそれを端的に示した要約がある。「困窮を緩和するため、政府は公共事業を裁可し、トウモロコシを分配しようと試みる。ずさんな行政と計画、汚職、困窮の本質の誤解、そしてイングランド経済を危険に晒す恐怖等々が、良い企画を相殺する。個人的慈善は、本国と外国で見事な規模で組織される。多くの地主達が小作人のために最善を尽くす——しばしば膨大な費用をかける——が、他の地主達は冷淡に行動する。ある場合には、追い立ては、警察と兵士によって強制される。大規模の移民があり、特にカナダと合衆国に向ったが、多くの移民は途中で死ぬ。アイルランドの移民達の病気の流行と、低賃金でも進んで働く心情は、全体に新世界では歓迎されない⁶⁾、というのが現状であった。ここで問題にされなければならないのは、イングランドの場当たりので、役に立たない政策である。

ここではミルが直接取り上げていた3つの政策とそれに対するミルの批判をみてゆこう⁷⁾。その第1は公共事業と救貧法であり、第2は移民問題、そして第3は土地問題の解決策を巡る議論である。

- 1) CW, XXIV, pp. 880-881.
- 2) パックは次のように伝えている。「1846年冬に、一層差し迫った事態が起こった。アイルランドにおけるひどいジャガイモの収穫は、飢饉と餓死という絶望的な状態を生んだ。ミルは救済策の提案を急いだ。5年間、彼は思い付く時はいつでも『モーニング・クロニクル』紙に論説を書く便宜を持っていた。そして今や4ヶ月間、彼は実質上論説欄を独占した。1847年1月の終りになって初めて、クロニクルの社員は助けなしにミルの論説の主題を継続することを十分に修得し、ミルは『原理』執筆へ戻る事ができた。そうではあっても、最初の草案は3月のうちに完成した。執筆開始後18ヶ月のうち、僅か10ヶ月が構成に費やされたにすぎない。そしてそれでさえ、かなり中断された」。(M. J. Packer, *The Life of John Stuart*

Mill, New York, 1954, p. 296.)

- 3) CW, XXIV, p. 881.
- 4) Peter Fiona Somerset Fly, *A History of Ireland*, 1988, London, p. 231.
- 5) このあたりの事情に関する歴史的分析は、別枝達夫「アイルランド」大野真弓編『イギリス史』山川出版社、1954年、255-338ページ。矢内原忠雄「アイルランド問題の沿革」『矢内原忠雄全集』第3巻、岩波書店、1963年651-706ページ。J.C. ベケット、藤森・高橋訳『アイルランド史』八潮出版社、1972年を参照。
- 6) J. Hawthorne ed., *Two Centuries of Irish History*, B. B. C., 1966, p. 45.
- 7) 「アイルランドの苦悩と愚かさの全てはいうまでもなく、あらゆる罪に対して有罪ですので、イングランドは最初にアイルランドを非難する権利を与えられていない、というあなたの本に満ちている感情に、私が共感する以上に共感する人は誰もいません。私はいつも同じ理論をアイルランドの諸事情に関して書いたり、述べたりしてきています。それは少なくとも量においてはかなりあります」。(1848年2月3日付, A. D. Vere 宛手紙。CW, XIII, p. 730.) ここから、イングランドの政策に対して、ミルはかなり批判的であったことが窺える。

Ⅲ．大飢饉における政府の政策とミルの批判

(i) 公共事業と救貧法

ミルによる公共事業の適切な領域の定義は、『原理』の第5編に述べられている¹⁾。ミルもまた、彼以前の古典派経済学者達と同様に、経済活動を促進する公共事業には、確かな根拠があるに違いないであろうということを認めていた。しかし当然ながら、その条件として私的個人が費用を調達することが可能であるなら、ある事業によって直接利益を得る人々がその事業をなすのであり、それを阻止する政府の介入は、レッセ・フェールの立場から許されるべきことではなかった。けれども、もしその費用がないならば、政府が必要な事業を建設し、維持する義務を引き受けなければならぬ。飢饉以前においては、アイルランドへの公共事業に対して、主な経済学者達は、反対を唱えてきた。その根拠は、公共事業に人民が依存

し、自らの手で努力することを怠るであろうというものであった。また、同様のことが救貧法に対しても言えるであろう²⁾。現実的に、アイルランドに対して提案されていた公共事業は、古典派経済学者達が政府活動のために提示した範囲をはるかに越えているものであった。ミルもまた、私的個人の向上心を妨げない程度での政府活動の、古典派経済学の一般原則に賛成している³⁾。

さて、飢饉の発生によって、これまでにアイルランドの経済危機を解決するために行われていたイングランドの諸政策は失敗であったことが証明された。そして、飢饉は公共事業を含む新しい諸政策の必要を生み出した。アイルランドで大飢饉が発生した時、ピールは即座に穀物の購入と公共事業に着手し、最初の季節に約15万人の人々が仕事を獲得し、一応の救済策となった⁴⁾。しかしながら、ラッセルが首相になるや否や、アイルランドへの援助はイングランドのなすべきことではないということが決定された。即ち、アイルランド自身が自国の不幸な数百万人の救済をなす費用の捻出に取り組むべきであるとされ、それ故にイングランドはアイルランドの飢饉のための食糧を購入すべきではない、という決定がなされるに至った⁵⁾。つまりそれは、アイルランドの民間企業と地主に委ねられるべきものとされたのである。そしてイングランドからの援助は、雇用を賄う公共事業を起こすことに厳密に制限された。また、救貧院計画も実施されたが、それは、「1848年までに、ほぼ100万人の人々を、通常は総計25万人を収容可能な救貧院」⁶⁾に押し込めることになり、結果的に大量の死者を出すことにならず、アイルランドの困窮を救済するものとは全くならなかった。

ミルはこのような事態をどのように考えていたのであろうか。先ず公共事業についてみてみよう。「貧困なアイルランドの人々に、食糧と雇用を供給した政府の準備には、3つの段階があった。第1段階では、公共事業のみが雇用を賄った。惨禍の程度はその時、知られていなかった。……そしてアイルランドに道路はできただろうが、食糧はなかった」⁷⁾のであっ

て、明らかに政府の行った公共事業は、ミルの眼からすると、食糧を与えずに事業をなすという不適切なものであった。公共事業諸計画における、例えば不必要な道路の建設といった不生産的公共事業を、生産的な、あるいは役に立つ諸計画へ転換したとしても、その結果は、「地主を富ますことにしかならない」⁸⁾ものであった。それ故に、ミルにとって根本的な救済策となる公共事業は、アイルランドの荒蕪地開墾であったのである⁹⁾。この問題に関しては、土地政策との関連で述べられなければならないだろう。

さて、もう一方の救貧法についてはどのように考えていたであろうか。ミルは救貧法に対して厳格に反対の立場をとっている¹⁰⁾。特にそれを院外救助にまで拡げることを好ましいとは思っていなかった¹¹⁾。院外救助にまで拡げるならば、「救済は、労働の対価として与えられるということ、救済は人民の怠惰に対して支払われることを意図しているのではなく、彼らの勤勉に対して支払われることを意図している」¹²⁾ というミルの認識に反するものとなる。例えば、ザストーピルによると、院外救助の悪弊は、

- (1) 貧民が働かずに容易に貨幣に群がるので、私的企業や農業が破壊すること。
- (2) 納税者の資本を流出させること。
- (3) 小作農を墮落させること。

といった3つの主な理由でミルは反対していた¹³⁾。ここにおいて、ミルの特徴の1つとしてみられることは、土地所有の場合と同様、勤労による報酬が道徳的見地からしても、理に適ったものであるということである。そのことは、ミルの主張を見る限り、一貫した態度であろう。

以上が政府のとした公共事業と救貧法の政策に対するミルの批判の主要な部分である。次に、移民問題を検討しよう。

- 1) 「ある与えられた時代または国民の特別な事情のもとでは、一般的利益にとって真に重要な事柄であるならば、私的個人がそれを実行しえないからというわけではないが、彼らがそれを実行しようとしなから、政府があ

えてそれを引き受ける、ということが、望ましくない、あるいは必要でない、というものはほとんどない。ある時およびある所では、道路、船渠、港湾、運河、灌漑設備などは、……政府が設けるのではない限り、……設けられないであろう。……世界の数多くの地方において、その国民は、巨額の資金と共同行為とを必要とするものは、何もみずからなす能力をもっていない。このような事柄は、みな、政府がなさない限り、なされずに放置されてあるのである」。(CW, III, p. 970. 邦訳『原理』(5), 353ページ。)

- 2) 「ただし、しかし、いつも、この救助(救貧法)は本人自身の労働、熟練および慎重性の代わりとなることによって自助を中止させるようなものではなく、これらの本来的な手段によって成功に到達する、より大なる望みを彼に与えるようなものに限定されるならば、である」。(CW, III, p. 961. 邦訳『原理』(5), 334-335ページ。)
- 3) 「良い政府というものは、それが発見しうる、個人的努力の精神のあらゆる萌芽をつとめて奨励し育成するような形において、そのあらゆる助力を供与するであろう。それは個人の自発的企業を妨げたり、抑えたりするものをつとめて取り除くことに、そして必要とされるあらゆる便宜、あらゆる指導助言を与えることに、熱心であるだろう」。(CW, III, pp. 970-971. 邦訳『原理』(5), 354ページ。)
- 4) 当時の具体的統計として、またアイルランドの土地問題に関する統計として、影山一男「19世紀中葉以降のアイルランドの土地所有の制度と実体について——マルクス・エンゲルス『アイルランド論』研究(1)——」東北大学『経済学』Vol. 50, No. 1, 1988年を参照。
- 5) 「トレヴェリアンによると、アイルランド人が自分達の悲惨さを誇張しているということ、彼らはもっと自分達のために努力しなければならない」(Peter Fiona Somerset Fly, op. cit., p. 234.)ということまでをも主張していた。
- 6) Ibid., p. 235.
- 7) CW, XXIV, p. 1027.
- 8) CW, XXIV, p. 901.
- 9) 「私はクロニクルでの論説を続けながら、『原理』を執筆することを継続します。外見で判断される限りでは、大部分主張を通しましたので、即ち、荒蕪地を開墾させ、小作農の最良の人々の間に、小さな所有地にして分配させるというところまで主張を通しましたので、クロニクルの最後の部分を今、少々簡略化しても良いと思っています」。(1846年12月28日付 A.

Bain 宛？ 手紙。CW, XIII, p. 705.) この手紙において、ミルが『モーニング・クロニクル』紙に論説を掲載した意図は明白である。即ちそれは、公共事業としての荒蕪地開墾へ小作農に従事させることであった。

- 10) 「だが、救貧法というタイムズ紙の計画は、病気を培い死をもたらすであろう。救貧法は、その弊害を確実に、かつ急速に恐ろしいものにするだろう」。(CW, XXIV, p. 886.) また救貧法に賛成する P. スクロープに対して次のように述べている。

「我々の月曜の新聞は、ポーレット・スクロープ氏がアイルランドの改善のために主として信頼を置いている論題、即ち、いわゆる彼が今、命名する『イングランドの』救貧法のアイルランドへの拡張に対して、我々の良心的な反論に、我々を説諭する、彼からの穏健で、丁重な手紙を掲載した」。(CW, XXIV, p. 942.) ここからミルがイングランドの救貧法に反対していた事実は明らかであり、またそれをアイルランドに適用しようとする意図に対して反対していたことは明白であろう。

- 11) 「私は、院外救済がアイルランドを行政のあらゆる方法の下で、駄目にしてしまうのではないかと疑問に思っています」。(1847年4月13日付 J. Austin 宛手紙。CW, XIII, p. 715)
- 12) CW, XXIV, p. 888.
- 13) L. Zastoupil, Moral Governmnet: J.S. Mill on Ireland, *Historical Journal*, XXVI(3), 1983, p. 709.

(ii) 移民

大飢饉に際し、大勢の人々が移民として国外へと逃れていった。それは文字通り、貧困からの逃亡であって、死を免れようとする努力であった。

「移民が1つの産業になった。アイルランドに留まることは死であった。飢えてさまよい歩く人々の多数が港へと向った。この時150万人以上という数の人々が大西洋を渡ったと伝えられた。1840年代の命懸けの犠牲者達にとって移民は希望を意味した。……移民産業は、魅せられた相場師達に利益があり、しかも容易な利益があった。そして相場師達は時として、陸が見えなくなるや否や沈んでしまうような船で人々を航海へと送り出した。歴史はそれらの船を棺桶船と呼んだ」¹⁾。ここに伝えられているように、この時期の移民は惨憺たる状態であった。この移民問題に対し、ミルはどの

ように考えていたのであろうか。『原理』による意見を聞いてみよう。

「……しかし、大きな規模における『移民』が、ひとつの事業としては、たとえばアイルランドの飢饉につづく時期におけるそのような（第5版、1862年において加筆された）非常に特別な事情の場合を除けば、ひとり政府または政府と完全な了解をとげた何らかの個人の団体によってのみ遂行されうるといふことも、同じように明らかなことである」²⁾。この叙述で明らかなように、アイルランドの飢饉に際しての移民というものは、例外的なものであり、移民の一般原則には則っていなかったのである。しかしながら原則としては、移民はミルにとって経済的に必要なものであり、ウエイクフィールドの組織的植民に賛成している。だが、「小規模農作の問題については、ミルは大規模の資本主義的農業の方が自作農からなる小規模農作よりも効率的であるというイギリスの伝統的見解を採るウエイクフィールドには同意しなかった」³⁾ けれども、「ミルはヨーロッパ人入植の植民地における土地売却と『集中』の原則を受け入れることによって、資本家の農場主が雇用労働を使用するという体系の必要性を少なくとも暗示的にせよ是認しつつあった」⁴⁾。つまり、資本家的農業制度への移行を是認しつつあったということになる。一方、飢饉の時期のアイルランドに関してミルの意見で特徴的であるのは、コティアーを外国へ移住させることには賛成していなかったということである⁵⁾。またミルは、資本家的農業制度のアイルランドへの導入計画をも批判している⁶⁾が、それはどのような意味を含んでいたのであろうか。結局、ミルは、アイルランドにおけるコティアーの追放＝移民が、地主による暴力的な土地清掃によってなされることを拒否したのである。そしてそれは、大土地所有制度への批判へとつながるものである。ミルが適切と考えていた政策は、コティアーの国内入植であって、そしてその後、残余の土地へ資本主義的農業制度の、平和的で漸次の導入を意図していたと思われる。つまり、先ず大切であるのはコティアーに対し、自作農になれる可能性を明示することであった。そして

彼らに節制と人口制限という道徳的意識を覚醒させることによって、人口問題の解決を図ろうとし、移民を回避させようとした。そしてその対極にあったのが土地清掃により統合を図る急進的な大土地所有制であり、ミルにはそれへの移行に歯止めをかけ、アイルランドの土地問題を、幾分長い目で見ようとしていた意図があったと思われる⁷⁾。

そこで第3に土地問題に関する解決策を巡る論議を検討しよう。

- 1) J. Hawthorne ed., op. cit., p. 51.
- 2) CW, III, p. 964. 邦訳『原理』(5), 340ページ。
- 3) ドナルド・ウィンチ 杉原・本山訳『古典派政治経済学と植民地』未来社, 1975年, 211ページ。
- 4) 前掲書, 211ページ。
- 5) 「私があなたの見ている以上に荒蕪地の開墾と土地保有の変更を重視しており、あなたよりは、救済策として移民を重視していないということを除いて、私もあなたの表明している見解にほとんど同意します。(1848年2月3日付 A. D. Vere 宛手紙, CW, XIII, p. 730.)
「私は決して、公共業務の状態にそれ程完全に愛想をつかしているのではありません。これら全ての中から生じるらしいと私がみている唯一の利益は、思うにそれらがぎっと植民への大きな刺激を与えるということです。というのは、アイルランドは来年、人々を排除するために、地主達が、衣服をも背中からはぎとって売ってしまうからです。しかしながらそれは、アイルランド人の全体的植民になるでしょう。それも最も悪いものとなるでしょう。そして院外救助と共に、彼らは再び植民することに着手するでしょう」。(1847年3月9日付 H. S. Chapman 宛手紙, CW, XIII, p. 709.)
地主による土地清掃に対するミルの反感は、ここからも明白である。
- 6) 「それらの1つは、特にイングランドの計画であり、別の1つはアイルランドの計画であった。一方は、イングランドの資本の導入という手段によってアイルランドの農業経済を変更することを提案しており、他方は、いわゆる保有地固定の創設によってアイルランドの農業経済を変更することを提案している」。(CW, XXIV, p. 893.) ミルが後者に賛成していることは明白である。
- 7) 高島光郎「J.S. ミルとアイルランド問題」経済学史学会編『「資本論」の成立』岩波書店, 1967年, 34-47ページを参照。

(iii) 土地問題

アイルランドの大飢饉に際して、ミルが『モーニング・クロニクル』紙に論説を掲載した意図は、土地に対する具体的政策を提示することにあつたということは、これまでの論述で明白であろう。その上にそれは、ミルにとってはアイルランド自身がアイルランドを改善するための政策ではなく、イングランドの側がアイルランドのコティアーをどのように改善するかという問題であった。そしてその改善の解決策として、「ミルとソーントンは、原則では同様だが（実施する場合に）細目で異なる計画によって、自作農化の漸次の導入」¹⁾を提案した。その方法は、アイルランド内の荒蕪地（「アイルランドにおいては350万エーカーの土地が開墾可能でありながら、荒蕪地のままにされていたと1845年見積もられていた」²⁾）の所有者から、政府がそれを購入し、コティアーをそこへ入植させるというものであった。そして政府は、コティアーに対して農業用具や原料等を前貸しし、その返済は僅かの固定地代を支払うことによってなされればよいと考えていた³⁾。そうすれば、土地に対する需要の過剰状態を緩和することが可能になり、他の企業部門における賃金水準の上昇も可能であることをみてとっていた。しかしながら政府による荒蕪地の法案は、完全な失敗となった。つまり、抵当に入っている土地の販売が自由にされたために、肥沃な荒蕪地開墾へと私的企業家が乗り出してきたためであった。そしてその結果は、農民の土地からの追放と牧畜農業への移行という歴史的結果を伴った。更にこれは、後に100万人以上にも達する移民を生じさせる結果ともなった。

兎も角も、ミルはコティアーの自作農への移行を推奨し、現存のコティアー制のアイルランドにおける経済的・道徳的弊害を述べている。「経済的・道徳的諸弊害も、あの有害な制度（コティアー制）が続く間は、さして緩和されるとは思われない」⁴⁾のであって、ゆえに自作農へ移行することが望ましいと考えていた⁵⁾。自作農とは、ミルによると「労働者が自分の運命をもっとも自由に支配しうる裁定者となっている状態」⁶⁾である。従って財

産の所有者になれる可能性がある状態は好ましいものであり、アイルランド人にとって有効であると考えた。この概念は『モーニング・クロニクル』紙の論説と『原理』の随所で見いだされることである。しかしながら、コティヤーの自作農への移行というミルの政策提案は、なるほど一見人道的立場からコティヤー制の悪弊を述べてはいる。人道的立場からならば、自作農になるということは、自ら勤勉で節度ある生活を送るようになり、また将来への自制心が芽生えるようになることをみてとっていた⁷⁾。そしてそれによって相対的過剰人口の減少が生じ、入札による競争の軽減は、賃金上昇と、コティヤー排除(=自作農への上昇)による資本主義的農業制度導入の可能性をみていたといえよう。だが、自らの財産を所有するということは、一般に人間を保守的なものにし、現状肯定と、現状の安定を脅かすような改革、例えばアイルランドの独立のような事態は、回避すべきものとなる。つまり、最終的には、ミルの考えていたことは、アイルランドにいる住民の不満を少しでも柔らげ、民族的自覚を促して独立運動にまで高めるような愚かな政策をイングランドが避けて、あくまでも大英帝国の中に満足した状態で据え置こうとしていたということであり、このことは、無意識に若い頃からのミル中にはあったのではないかと思われるのである⁸⁾。

- 1) R. D. C. Black, *Economic Thought and the Irish Question 1817-1870*, Cambridge, 1960, p. 31.
- 2) Ibid., p. 178.
- 3) 「誰でも未墾地を開墾した者は、その土地の所有者となることができ、単なる未墾地としての価値に対する小額の利子に等しい免役税を納めればそれでよいという法規を制定することである」。(CW, II, p. 336. 邦訳『原理』(2), 259ページ。)
- 4) CW, XXIV, p. 889.
- 5) この点に関して、熊谷次郎「J. S. ミルのインド・アイルランド論——その文明観・後進国観との関連で——」桃山学院大学『経済経営論集』, 第23巻3号, 1982年。四野宮三郎「アイルランド問題とマルクスおよびミル——

『ミルとマルクス研究』——」静岡大学『法経研究』第33巻1号，2号，1984年を参照。

- 6) CW, II, p. 252. (邦訳『原理』(2), 113ページ。)
- 7) 「自作農たちの，および自作農となろうと思っている人たちの傾向は，……明白のことを考えすぎる程である。この人たちは浪費を非難されるよりも，吝嗇を非難されることの方がはるかに多い」。(CW, II, p.282. 邦訳『原理』(2), 169ページ。)
- 8) 「アイルランドに関して述べられるべき多くのことがあります。私自身はいつも善良で強固な専制政治に賛成して——インドと同様にアイルランドを統治することに賛成してきています。しかしながらそれはなされるはずがありません。そこでは，民主主義の精神が余りに未熟な状態で定着してきています」。(1837年12月21日付 J. P. Nichol 宛手紙。CW, XII, p. 365.)
しかしながらいづれにせよ，ミルは『モーニング・クロニクル』紙での自分の政策が採用されなかったことを幾分遺憾に思いながら次のように述べている。

「あなたは今回までに，アイルランドに関する私の諸結論を内閣が少しも採用しなかったことをご覧になったでしょう。私にはほとんど希望は残されていません。彼らの諸政策の傾向は，アイルランドに役に立つことももたらすけれども，悪の方が大きいように私には思われます」。(1847年1月27日付 A. Bain 宛手紙。CW, XIII, p. 707.)

Ⅳ．おわりに

1840年代のヨーロッパでは，大陸諸国において社会主義の台頭とその担い手たるプロレタリアート階級の運動が活発となっており，ブルジョアと結びついた彼らの活動は土地所有貴族の存在を脅かしつつあった。一方，大陸諸国の影響を受けて，イングランドにおいては，産業革命を経た産業資本が，1825年の周期的恐慌の際には，プロレタリアートのストライキの大爆発を経験した。1832年には，これら両階級の力が，選挙法改正を実現した。また，プロレタリアートの運動は，ブルジョア対土地所有貴族の対立に利用され，1846年には穀物法が撤廃されるに至った。しかしプロレタリアートにとっては，救貧法の制限といったマイナスの報酬を得る結果に

なってしまった。プロレタリアートの政治的要求の背後には、経済的諸要求が存在していた。既にイングランドは、世界の工場として新たな工業時代に達しており、イングランドの労働運動は、1840年代になると、資本の指導下での経済主義的な傾向に走っていた。即ち資本主義的経済活動の中へ包摂される傾向が生まれたのである。その理論的担い手として、ミルが存在し、主著『原理』において、当時の時論的諸問題を理論の中に充分に取り入れて、古典派経済学の作り変えを行った。その時代の大英帝国の一大問題がアイルランドという植民地の問題であり、1845年に始まった大飢饉と、それに対するミルの見解が、『モーニング・クロニクル』紙での論説と、『原理』の理論の中で具体化したのである。

アイルランドの大飢饉に直面して、ミルがとった態度を、主に『モーニング・クロニクル』紙の論説と、『原理』に則してまとめるならば、次のようなことになるであろう。即ち、政策的には最も重要な公共事業として、政府がアイルランドの荒蕪地を購入し、そこにコティアーを入植させ、そこを開墾させることによって、自作農へと引き上げ、漸次的に資本主義的農業制度を導入し、アイルランドをイングランドの資本主義制度の中に、現状のまま据え置くということであった。また、自作農創設は、アイルランド人の中に節制と道徳的人口抑制の自覚を促すであろうということであった。その過程において、アイルランドの人々の民族的独立意識を刺激することをできるだけ避け、例えばそれ以前の、カトリック解放問題の如く、土地問題をも大英帝国の中の一部の問題にしようとしていた。ミルの思考の背後にあったものは、無意識ではあろうが、イングランドがアイルランドを指導していくことがアイルランドにとって幸福である、という見方を自明のこととする態度であった。またそこには、1840年代のヨーロッパ大陸の歴史的事情から、大英帝国の正当性を擁護しようとする意図がみとれる。更にイングランドの平穩を保持するために、イングランド内部で噴出するであろうプロレタリア対ブルジョアの矛盾と問題点を、「アイ

「アイルランド問題」に変形することで回避しようとしていた、ということまでみることは考えすぎであらうか。

本稿においては、主としてミルの前期のアイルランド論を中心に考察したが、まだ、後期の土地保有制度、あるいは他の大英帝国内の植民地問題に関するミルの議論の検討が残されている。これらはこれからのテーマとして取り上げていく予定である。